

三田市公告第 110 号

入札公告

下記の工事について制限付一般競争入札を実施するので、三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）第7条の規定により公告する。

令和8年9月9日

三田市長 田村克也

工 事 番 号	下工第2606号
工 事 名	老朽化管渠改築工事
工 事 場 所	三田市 武庫が丘他 地内
工 事 内 容	老朽管渠改築工事 管路更生工 2箇所 人孔更生工 4箇所 人孔修繕工 2箇所
工 期	契約日から 令和9年3月19日 まで
予 定 価 格	事 後 公 表
最 低 制 限 価 格	設定する
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10（三田市内に本社本店を有する単独企業は100分の3）以上とする
契約不適合保証金	免 除
入 札 保 証 金	免 除
前 払 金	あり（ただし、契約金額の100分の40以内）
中 間 前 払 金	あり（ただし、契約金額の100分の20以内）
部 分 払	あり
工事費積算内訳書	必要
入 札 方 式	電子入札システム
入札・契約担当課	契約検査課
	三田市三輪2丁目1番1号
	電話番号 079-559-5019 FAX 079-559-6877

入札参加資格要件	
応 募 形 態	単独企業
必 要 な 建 設 業 の 許 可	一般・特定 土木工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による 土木工事業 に係る建設業の許可（下請金額の総額が5,000万円以上となる場合又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれがある場合は特定建設業の許可）を有すること
経 営 事 項 審 査 結 果	建設業法に規定する 土木一式工事 に係る経営事項審査を受けていること。 （有効期限が契約締結予定日までであること） 総合評点が 595以上 1030未満 あること。
事 業 所 の 所 在 地	公告日において、兵庫県内に本社、本店を有する者、若しくは兵庫県内に支店、営業所等を有する者で同支店営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いている者であること。
施 工 実 績 に 関 する 条 件	下記の条件をすべて満たしている「1件の工事实績」があること 平成28年4月以降に国、地方公共団体又はこれに準ずる機関（公団、公社事業団等）が発注した工事であること。 請負金額が500万円以上であること 土木一式工事（工事が完成し、引渡しが完了したものであること） 管路更生工事もしくは人孔更生工事の実績を含むこと。 元請としての実績であること 単独企業の場合は共同企業体の構成員としての実績も含み、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業共同組合構成員の実績は認められない。
配 置 予 定 技 術 者 に 関 する 条 件	建設業法第26条の規定による 土木工事 に係る主任技術者（下請金額の総額が5,000万円以上となる場合又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれがある場合は監理技術者）の資格を有する者を配置できること。 ・請負代金が4,500万円以上となる場合は、主任技術者又は監理技術者は専任配置とすること。
設 計 業 務 等 の 受 託 者 等	特にありません

入札日程		
手 続 き 等	期間・期日	方法・場所
入札参加申し込み	公告日 から 令和8年9月18日（金）午後3時 まで	電子入札システム
設 計 図 書 の 配 布 ・ 閲 覧	公告日 から 令和8年10月15日（木）午後3時 まで	兵庫県電子入札共同運営システム
入札参加資格結果通知	令和8年9月25日（金）午後5時 まで	電子入札システム
質 問 の 受 付	入札参加資格結果通知受領後 から 令和8年10月7日（水）午後3時 まで	ファクシミリ （任意様式）
回 答	令和8年10月9日（金）午後5時 まで	兵庫県電子入札共同運営システム
入 札 日	令和8年10月14日（水）午前9時 から 令和8年10月15日（木）午後3時 まで	電子入札システム
開 札 日	令和8年10月16日（金）午前9時15分	電子入札システム
契 約 予 定 日	令和8年10月22日（木）	入札・契約担当課
参加資格がない旨の通知に対する理由の説明要求	令和8年10月7日（水）午後3時 まで	電子入札システム
説明要求への回答	すみやかに回答する	電子入札システム
そ の 他	・制限付一般競争入札公告共通事項を熟読のうえ、参加申込及び入札すること。 ・入札時に提出を求める<u>工事費積算内訳書は市の指定する様式</u>を使用し、三田市電子入札しおりに記載の方法により作成、提出すること。 ・工事費積算内訳書に会社名がない場合等、その入札を無効とするので留意すること。また、ファイル名に入札参加者名を追加すること。 ・<u>入札参加申込書の配置予定技術者の届出は、3名まで可能とする。</u> ・落札者は、<u>入札参加申込書に記載した配置予定技術者のなかから1名</u>を当該工事現場に配置すること。 ・必要な建設業の許可、技術者の資格及び専任の有無に関する資格要件については、建設業法の規定に基づき審査を行う。よって、参加者各々が入札金額及び下請金額の総額等により適正に判断すること。 ※「営業所技術者・特定営業所技術者」は専任を要する工事現場の主任技術者又は監理技術者に配置することができないので注意すること。 ・建設工事の入札における最低制限価格算定基準は下記のとおり。 $\text{直接工事費相当} \times 0.97 + \text{共通仮設費相当} \times 0.9 + \text{現場管理費相当} \times 0.9 + \text{一般管理費等相当} \times 0.68$ ・最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格超過となった者で再入札を行う。全者、最低制限価格を下回った場合は、不調とし再入札は行わない。	